

## 議事要旨(6)基本概念専門委員会における検討状況について

豊田統括研究員より、現在、基本概念専門委員会で検討中の財務会計の概念フレームワークの文案のうち、「財務報告の目的」及び「財務諸表の構成要素」を中心に、討議資料からの変更点の説明があった。

### (財務報告の目的)

- ・ 財務報告において提供される情報に関する記述(第3項等)について、利益情報の重要性を強調するあまり、他の情報を重視していないのではないかとの誤解があったため、利益情報のみならず、ストック情報にも重要性がある旨、明確になるよう表現に配慮した。
- ・ 監査人の役割に関する記述(第6項)の中で、(投資家と経営者の間に介在して経営者の開示する情報に対して)「保証を付与する」監査人という記述があるが、「100%の」保証を付与するものとの誤解を与えかねないとの意見があったことから、明示的な限定の文言を付し、「一定の」保証を付与する監査人と修正した。
- ・ 副次的利用の記述(第11項)については、専門委員会の審議において、一方では、このような内容を概念フレームワークに記載することは相応しくないのではないかとの指摘があり、他方では、やはりこのような記述は必要であるとの意見があったが、結局バランスが取れた現行の記述内容でよいとの認識に至っている。

### (財務諸表の構成要素)

- ・ 純利益を生み出す投資の正味ストックとしての株主資本を、単なる純資産の内訳項目ではなく、構成要素としてきちんと定義すべきだとの指摘を受けて、これに対応した。
- ・ 純利益は、リスクから解放された投資の成果であり、それは一般にキャッシュ・フローの裏づけが得られたか否かで判断される旨の記述があったが(第10項)、ここでのキャッシュは広義のそれを意味している。しかし他方で、キャッシュ・フロー計算書等に関しては、現金及び現金同等物という狭義でキャッシュという言葉が使用されているため、これと混同して分かりにくいとの指摘があったため、ここではキャッシュという言葉を用いないで説明することとした。
- ・ 収益の定義(第13項)及び費用の定義(第15項)については、資産・負債との関係及び投資のリスクからの解放との関係を明確にすべきだとの指摘を受けて、その趣旨を反映するよう、記述を整理するとともに、「財務諸表の認識と測定」の第60項で記述されていた「投資のリスクからの解放」の説明内容のうち、構成要素の段階で説明すべきと考えられる部分につき、「財務諸表の構成要素」の章で記述することとした。
- ・ この概念フレームワークにおいては、収益と費用が、純利益(及び少数株主損益)に関

連づけて定義されており、その理由が述べられているが（第 22 項）説明が技巧的に過ぎるとの指摘があったため、より端的な説明とした。

- ・ 繰延費用と繰延収益に関する記述については、記述場所を背景説明から、本文の資産及び負債の定義の脚注に移した。

委員等からの主な発言とその対応は以下のとおりである。

- ・ ディスクロージャー制度における各当事者の役割を述べている「財務報告の目的」の第 6 項の中で、「保証を付与する」監査人という表現が用いられているが、これは監査基準における表現と抵触する（保証は、監査人が得るものであって、監査人が付与するものではない）ため、「情報の適正性に対して意見を表明する」監査人とすべきだとの意見があり、その指摘の趣旨については、「保証を付与する」と記述では、監査人が「100%の」保証を付与するものとの誤解を受けるおそれがあるとの懸念があると説明された。この部分の表現ぶりについては、引続き検討することとされた。
- ・ 「財務報告の目的」第 9 項において、「監査人は経営者が作成した情報を監査する責任が課せられているだけであり」との記述があるが、監査人に期待される役割の大きさに鑑みると、「だけ」であるとの限定的な表現を用いるのは適切ではないとの指摘があり、その趣旨を踏まえて表現を検討することとされた。
- ・ 「財務諸表の構成要素」第 13 項の収益の定義について、専門委員会で検討中の案では、説明が冗長となることから説明の一部を脚注に落としていたが、重要な内容については脚注でなく本文で記載すべきだとの指摘があり、その趣旨を踏まえて、記述を見直すこととされた。

以 上